

○うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(令和7年3月21日規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成17年うきは市条例第110号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により現状変更行為をしようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書(様式第1号)を市長及びうきは市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 設計図及び仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) その他市長及び教育委員会が必要と認める資料

(現状変更行為の許可の決定)

第3条 市長及び教育委員会は、条例第6条第1項の規定により許可をしたときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(完了等の届出)

第4条 条例第6条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の(完了・中止)届出書(様式第3号)により市長及び教育委員会に届け出なければならない。

(協議及び通知の手続)

第5条 条例第8条の規定による協議又は条例第9条の規定による通知をしようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の協議・通知書(様式第4号)を市長及び教育委員会に提出しなければならない。

(条例第9条に規定する規則で定める行為)

第6条 条例第9条に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (3) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)に係る行為
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路

(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。)とを連絡する施設の
造設を除く。)又は管理に係る行為

(6) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又
は管理に係る行為

(7) 交通監視塔等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為

(8) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に
供する施設の設置又は管理に係る行為

(9) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された
重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、
同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指
定され、若しくは同法第111条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記
念物の保存に係る行為

(10) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

(11) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこ
れらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(12) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業
の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するた
めの施設の設置又は管理に係る行為

(13) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(14) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中
線系(その支持物を含む。)及びこれらに係る電気通信設備を収容するための
施設の設置又は管理に係る行為

(15) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作
物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

(16) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス
以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除
く。)又は管理に係る行為

(17) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業
若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用
に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくは
これを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(18) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行
に係る行為

(19) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に
よる急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(補助金の額)

第7条 条例第13条の規定による補助金の交付の額は、市長が別に定める。

(補助金の交付申請と手続)

第8条 前条の規定による補助金の交付は、市長が別に定める補助金交付規程によ
るものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第9条 条例第14条第1項の規定によるうきは市伝統的建造物群保存地区審議会(以
下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(審議会の会議)

第10条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第11条 審議会の審議事項について、必要な調査研究をするために、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 専門部会は、部会長が招集し、調査研究の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、伝統的建造物群保存対策担当課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前のうきは市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成17年うきは市教育委員会規則第36号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の(完了・中止)届出書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の協議・通知書

[別紙参照]